

船舶事故調査報告書

令和5年4月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

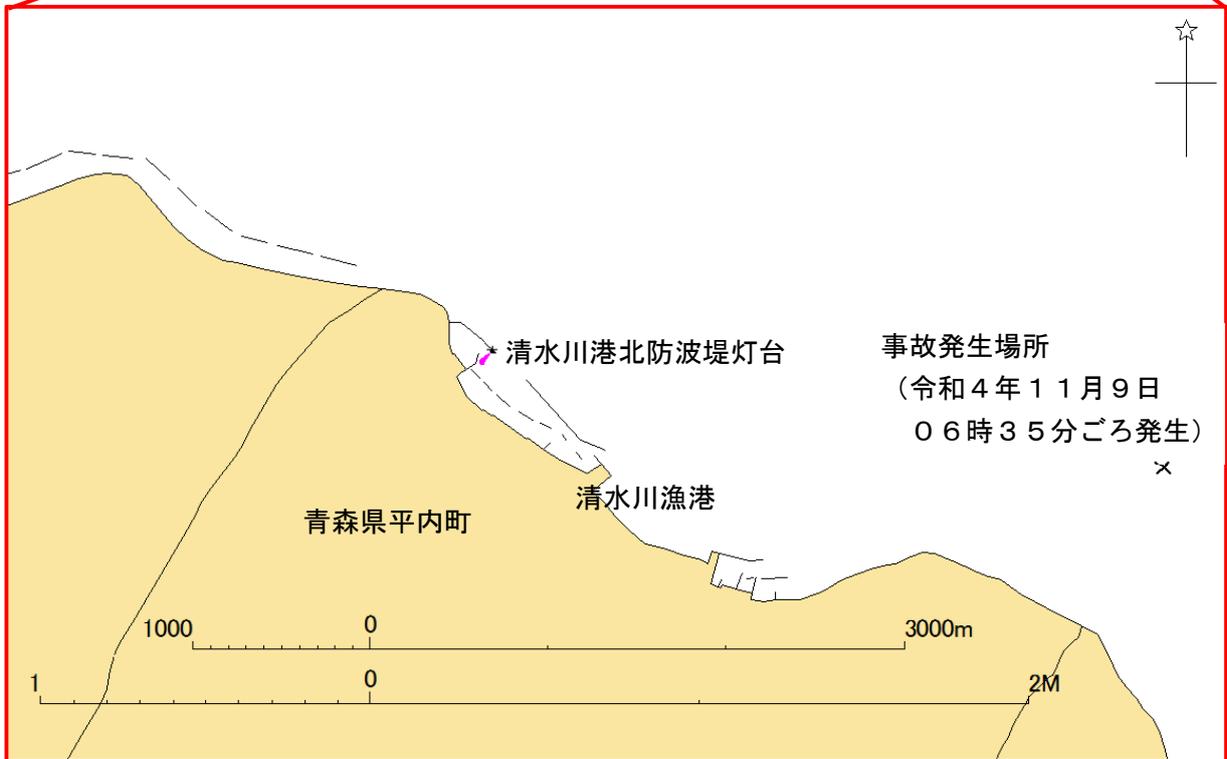
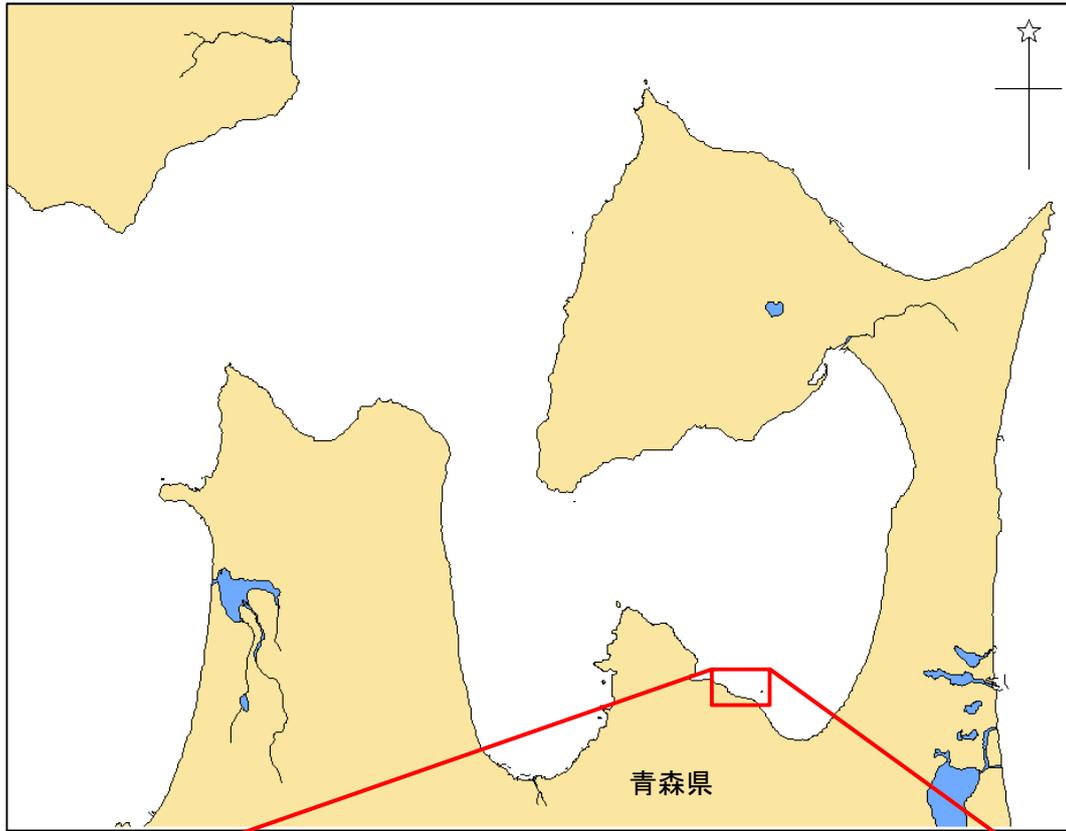
委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年11月9日 06時35分ごろ
発生場所	青森県平内町清水川漁港東方沖 清水川港北防波堤灯台から真方位099° 2.1海里（M）付近 （概位 北緯40° 55.3′ 東経141° 04.2′）
事故の概要	漁船 ^{じんとく} 仁徳丸は、養殖施設の幹縄の清掃作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年11月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 仁徳丸 4.8トン AM3-37815（漁船登録番号）、個人所有 11.93m（Lr）×3.20m×0.92m、FRP ディーゼル機関、302.00kW、平成14年5月7日 第212-12443号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年7月6日 免許証交付日 令和元年9月12日 （令和7年7月5日まで有効） 甲板員A 34歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、ほたての揚収と幹縄の付着物の除去作業を行う目的で、清水川漁港東方沖の養殖施設に向けて同漁港を出港した。 本船は、令和4年11月9日06時10分ごろ、養殖施設に到着し、船長が船首部に設置された操縦盤で操船に当たり、甲板員A以外の4人が、左舷船首部と左舷船尾部に設置された船用ウインチ上を通る養殖施設の直径約20mmの幹縄から籠を取り外し、ほたてを揚収するとともに、選別作業に当たり、甲板員Aが、籠が取り外された幹縄

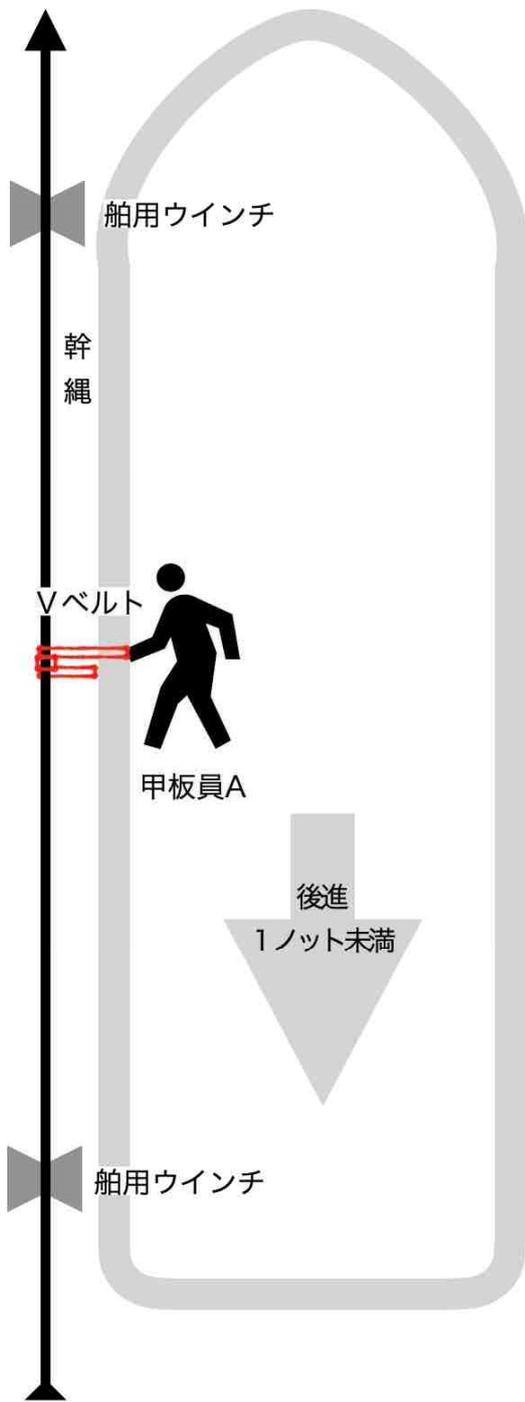
	<p>の付着物の除去作業を06時30分ごろから開始した。</p> <p>幹縄の付着物の除去作業は、甲板員Aが、あらかじめ、ロープで固縛された状態で左舷舷縁中央付近に設置された自動車用のVベルトを幹縄に1回半巻いた後、船長が、本船を1ノット未満の対地速力で後進させて付着物を削ぎ落とすものであった。</p> <p>甲板員Aは、Vベルトの輪に指4本を入れて右手で保持した状態で除去作業を行っていたところ、06時35分ごろ、Vベルトが幹縄に引っ掛かった際、周囲の養殖施設を眺めて手元から目を離していたので、直ぐに持ち手を緩めたり離したりできず、幹縄の移動によって右手が幹縄側に引き寄せられたことで、そのことに気づき、とっさに右手を抜こうとしたものの、右中指が巻き込まれて負傷した。</p> <p>船長は、119番通報を行ったのち、帰航を開始した。</p> <p>甲板員Aは、清水川漁港に帰港後、救急車で青森市内の病院に搬送され、右中指PIP関節側副靭帯損傷、中指中節骨掌側裂離骨折、小指末節骨横骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生状況図(イメージ図) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんから乗組員に対し、幹縄の清掃作業では、固着した付着物等でVベルトが幹縄に引っ掛かって負傷することがあるので、手元から目を離さず、Vベルトの持ち手を離したり、緩めたりする必要があると説明していた。</p> <p>甲板員Aは、以前からVベルトの輪に右手指4本を入れて、Vベルトを掴んでいた。</p> <p>甲板員Aは、これまで、幹縄の付着物の除去作業中に手元から目を離したことはなかった。</p> <p>本船の乗組員は、全員、救命胴衣を着用していた。</p> <p>Vベルトは、自動車用の直径約1mのもので、使い古されたものであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、養殖施設において、甲板員Aが、Vベルトの輪に指を入れた状態で、幹縄の付着物の除去作業を行っていたところ、Vベルトが幹縄に引っ掛かった際、幹縄の状態から目を離していたことから、持ち手を緩めたり離したりできずに右中指が巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、養殖施設において、甲板員Aが、Vベルトの輪に指を入れた状態で、幹縄の付着物の除去作業を行っていたところ、Vベルトが幹縄に引っ掛かった際、幹縄の状態から目を離していたた</p>

	<p>め、持ち手を緩めたり離したりできずに右中指が巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほたて養殖施設の幹縄の付着物除去作業中、付着物除去用のロープ等を保持する作業員は、保持するロープ等にテンションが掛かった際、持ち手を緩めたり、離したりしないと、負傷することがあるので、幹縄の状態から目を離さないようにすること。 ・ 付着物除去作業では、輪状のものではなく、縄状のもので行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生状況図（イメージ図）



作業態勢



事故発生時